

2009年4月24日 全2頁

J-IRISS (ジェイ・アイリス)

制度調査部
堀内 勇世

ちょっとキーワード 22

[要約]

- 現在、日本証券業協会を中心とした関係機関において、J-IRISS (ジェイ・アイリス) の 2009 年 (平成 21 年) 5 月の稼動に向けて準備が進められている。
- J-IRISS に登録された上場会社の役員情報は、証券会社 (協会員) の顧客口座と定期的な照合が実施され、インサイダー取引の防止等に活用されることになっている。

J-IRISS (ジェイ・アイリス : Japan-Insider Registration & Identification Support System)

インサイダー取引の防止等の対策を一層促進するために、日本証券業協会が構築するシステムである。

システムに登録された上場会社の役員情報は、証券会社 (協会員) の顧客口座と定期的な照合が実施される。照合の結果、役員 の口座であると確認された顧客については、証券会社において内部者登録カードというものが整備され、インサイダー取引の防止等に活用されることになっている。

上場会社は、役員情報の登録について、全国の証券取引所及び日本証券業協会から上場会社に対して要請という形で協力が求められている。

なお、2009 年 (平成 21 年) 5 月の稼動に向けて準備が進められている。

<参照 HP (執筆当時) >

◎日本証券業協会の HP

- <http://www.jsda.or.jp/html/j-iriss/index.html>
- <http://www.jsda.or.jp/html/j-iriss/jojokaisha.html>

◎大阪証券取引所の HP

- <http://www.ose.or.jp/news/0903/090309f.shtml>
- <http://www.ose.or.jp/cms/news/detail.php?id=14506&style=ja>

(注) 以下は、日本証券業協会の HP に掲載の「よくあるご質問 F A Q」等を参考に、筆者の理解の下作成。

<上場会社の役員情報の登録は必須か？>

- ・上場会社は、役員情報の登録について、全国の証券取引所及び日本証券業協会から上場会社に対して要請という形で協力が求められている。
- ・上場会社がシステムを利用しない場合の罰則等は、特にない。
- ・また、協力した上場会社については、HP などで紹介することが考えられている。
- ・なお、情報を登録するにあたっては、役員本人の同意を得ることが求められている。また、一定の場合（役員情報が証券会社の口座簿と一致した場合）、日本証券業協会が保有した個人情報を条件付で証券会社に通知すること（後述）についても、同意を得ることが求められている。

<メリット>

- ・インサイダー取引の防止等の一助になる。
- ・個人的には、上場会社にとって、インサイダー取引の防止等に努力している事実を外部にアピールする一助になるのではないかと思われる。

<証券会社における使われ方（インサイダー取引の防止等のために）>

- ①今後、証券会社は最低でも年に 1 回以上、J-IRISS で口座簿の照合を実施し、照合結果を証券会社ごとに判断して内部者登録カードを整備する。
 - ・照合処理は全てシステム上で行うため、利用ユーザである証券会社は、直接登録されたデータを検索・閲覧することはできない。ただし、役員情報が証券会社の口座簿と一致した場合、会社名や役職名も合わせて証券会社に返送されることになっている。
- ②内部者登録カードを元に、当該口座で内部者に該当する銘柄が取引される際に、確認等の対応が実施される。

<内部者登録カードとは？>

- ・日本証券業協会の「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」に基づき証券会社が作成する、顧客が上場会社等の役員等である場合にその旨を記載した記録。

<稼働時期（予定）>

- ・現在、日本証券業協会を中心とした関係機関において、J-IRISS（ジェイ・アイリス）の 2009 年（平成 21 年）5 月の稼働に向けて準備が進められている。
- ・大阪証券取引所の HP (<http://www.ose.or.jp/cms/news/detail.php?id=14506&style=ja>) 参照。